「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー登録・派遣事業」実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、県が、安全で安心して暮らせるまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）のための活動に自ら取り組み、高い見識と経験を有する人材を、地域において防犯活動、防犯環境の整備、官民が連携した犯罪防止のための活動等に取り組む又は取り組もうとする団体等に派遣し、団体等の悩みや課題の解決、安全・安心まちづくりに関する意識の高揚、ノウハウの習得等、団体等の活動の活性化に資することを目的とする。

（登録）

第２条　知事は、安全・安心まちづくりのための活動に自ら取り組み、高い見識と経験を有する者からの申請に基づき、本事業の実施において適当と思われる者を「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）として登録するものとする。

２　前項の登録の有効期間は、登録された日から２年以内で知事が定める期間とする。ただし再登録を妨げない。

３　知事は、第１項の登録を行ったときは、「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー登録簿」（様式第１号）を作成し公開するものとする。

（補助者）

第３条　アドバイザーは、派遣される団体等の規模、参加人数等によりアドバイザーを補助する者（以下「補助者」という。）が必要となる可能性がある場合には、登録を申請する際に指定することができる。

（派遣対象）

第４条　アドバイザーの派遣を申請できる団体等は、次のいずれかに該当するものとする。

(1)　防犯活動等に取り組み、又は取り組もうとする地域の団体等
（グループ、自治会、防犯団体、老人会、婦人会、学校、ＰＴＡ、ＮＰＯ等）

(2)　官民が連携して防犯活動等に取り組むために組織された団体
（まちづくり推進協議会等）

(3)　地域と連携して防犯活動等に取り組み、又は取り組もうとする事業者等

(4)　地域防犯活動の活性化に寄与する活動を行う市町村

２　アドバイザーの派遣は、次の要件を満たした団体等に対し行うものとする。

(1)　県民を対象に、次のいずれかの目的で開催されるものであること。

①　活動方法及び運営方法の事例検討を通して、団体活動の活性化のためのノウハウ等の習得

②　防犯環境指針に基づく防犯環境設計の知識習得

③　防犯意識醸成のための防犯に関する知識習得

④　地域住民等によるワークショップ方式による安全マップづくり

⑤　官民が連携して取り組むために設置された組織による安全・安心まちづくりのための活動

⑥　その他、安全・安心まちづくりの普及のために知事が適当と認めた事業

(2)　おおむね１０名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。

(3)　営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと。

(4)　参加者から費用を徴する場合は、その費用が社会通念上適正であること。

(5)　事業所が実施する場合は、社会貢献活動の一環として行うものであること。

（派遣申請の手続）

第５条　アドバイザーの派遣を希望する団体等（以下「申請者」という。）は、派遣希望日のおおむね２週間前までに「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣申請書」（様式第２号）を県に提出するものとする。

なお、派遣時間は、原則として２時間以内（打合時間を含む）とする。

２　県は、前項による派遣の申込みがあったときは、その採否を決定し、申請者に通知するものとする。また、派遣を決定した旨を、アドバイザーに通知するものとする。

（費用の負担）
第６条　県は、前条の規定により派遣を決定した会合、研修会等の開催費用のうち、アドバイザー及びその補助者に対する謝金及び旅費を県の規程に基づき負担する。

（派遣変更申請の手続）
第７条　申請者は、派遣の決定を受けた後、やむを得ない理由により派遣内容に変更が生じた場合は、「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣変更申請書」（様式第２号の２）により、速やかに、変更申請をしなければならない。
２　知事は、前項の規定による派遣変更申請があったときは、その採否を決定し、申請者に通知するものとする。また、派遣変更を決定した旨をアドバイザーに通知するものとする。

（実績報告）
第８条　申請者は、派遣終了後、速やかに「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣実施報告書」（様式第３号）を県に提出しなければならない。

（中止報告）
第９条　申請者は、災害その他やむを得ない理由により、会合、研修会等を実施できなかったときは、速やかに「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣中止報告書」（様式第４号）を県に提出しなければならない。

（費用の支払い）
第１０条　生活安全課長は前条の規定による報告を確認の上、速やかにアドバイザー及びその補助者に謝金及び旅費を支払うものとする。

（その他）
第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附　則
この要綱は、平成２０年　５月１５日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２２年　９月　２日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２３年　８月　４日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２４年１２月２６日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２８年　４月　１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成３１年　４月　１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和　２年１２月２８日から施行する。
附　則
この要綱は、令和　４年　７月　１日から施行する
附　則
この要綱は、令和　８年　４月　１日から施行する

様式第１号

福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー登録簿

	登録年月日	年　月　日	登録有効期間	年　月　日から
	更新年月日	年　月　日		年　月　日まで

（フリガナ） 氏　　名		（フリガナ） 所属団体等	
派遣可能地域	□福岡県全域　　□ その他（　　）		
派遣可能な 時間帯、曜日等			
必要な設備、機材等（主催者に準備してほしいもの）		□ パソコン （持参　可　・　不可） □ プロジェクター（持参　可・　不可） □ スクリーン （持参　可　・　不可）	
資　格　等			
これまでの 講演等の実績			
指導・助言の 可能なテーマ	1		
	2		
	3		
	4		
備　　考 （アドバイザーのメッセージ）			

様式第２号

年　　月　　日

福 岡 県 知 事　　殿
（市町村・地域振興部生活安全課）

団体等の名称
代 表 者 氏 名

福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣申請書

下記のとおりアドバイザーを派遣していただきますようお願いします。

派遣希望期日	年　　月　　日　　曜日		
派遣希望時間 （うち打合時間）	：　　～　　： （　　：　　～　　：　　）　(注１)		
派遣場所の 住所・名称	〒 電話：　　（　　）		
対　象　者		参加予定人員	人
アドバイザー名			
解決したい課題等の内容 又は 講演を依頼する場合のテーマ・内容等	課題等の内容、講演のテーマ・内容		
担当者の 氏名・連絡先	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏 名		
	住 所	〒	
	電 話	FAX	
	E メール	@	
備 考	一般参加及び県による広報の可否(注2)	可 ・ 否	

会合、研修会等の開催要綱等があれば添付してください。
(注１)　派遣時間は、原則として２時間以内（打合時間を含む）となります。
(注２)　上記の「対象者」以外の方が参加可能で、県のメール配信システム「あんあんメール」等で開催情報などを広報してよい場合は「可」に、そうでない場合は「否」に○をつけてください。
なお、可の場合でも、都合により広報できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

様式第２号の２

年　　月　　日

福 岡 県 知 事　　殿
（市町村・地域振興部生活安全課）

団体等の名称
代 表 者 氏 名

福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣変更申請書

決定通知のあったアドバイザー派遣の申請について、下記のとおり変更したいので申請します。

派遣日	年　　月　　日　　曜日
派遣予定時間	：　　～　　：
派遣予定場所の住所・名称	〒 電話：　　（　　）
アドバイザー名	
変更した理由	
備考	

様式第３号

年　　月　　日

福 岡 県 知 事　　殿
（市町村・地域振興部生活安全課）

団体等の名称
代 表 者 氏 名

福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣実施報告書

下記のとおりアドバイザーの派遣を受けましたので報告します。

派遣期日	年　　月　　日　　曜日		
派遣時間 （うち打合時間）	：　　～　　： （　　：　　～　　：　　）		
派遣場所の 住所・名称	〒 電話：　　（　　）		
対　象　者		参加人員	人
アドバイザー名			
解決したい課題等の内容 又は 講演を依頼する場合のテーマ・内容等	課題等の内容、講演のテーマ・内容		
開催概要・ 感想等			

添付資料：当日の資料、実施状況の写真２，３枚を添付してください。

様式第~~4~~号

年　　月　　日

福 岡 県 知 事　　殿
（市町村・地域振興部生活安全課）

団体等の名称
代 表 者 氏 名

福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣中止報告書

下記のとおりアドバイザーの派遣を中止しましたので報告します。

派遣中止日	年　　月　　日　　曜日
派遣予定時間	：　　～　　：
派遣予定場所の住所・名称	〒 電話：　　（　　）
アドバイザー名	
中止した理由	
備考	